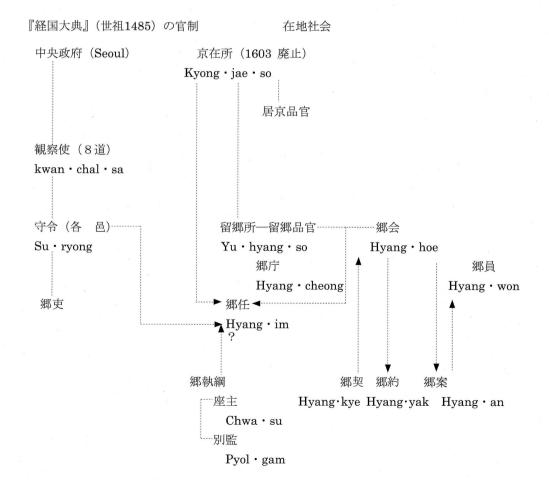
### 【コメント】

# 「朝鮮時代における両班の郷村支配と郷約」 へのコメント

## 三谷 博東京大学

報告の内容が、コメンテーターの専門とかなり離れており、内容の理解が正確か否か自信がなかったので、その当否の確認をまず行い、それから日本との比較を行った。

I. 論文から、朝鮮の地方統治体制の概念図を抽出してみた。当日、李先生によって訂正してもらったものは、次の通り。(?は未確認)



#### II. 朝鮮史理解の確認

上図を元に、筆者がよく理解できなかった点を尋ねた。

- (1) 公式の統治組織(守令-郷吏)と非公式の統治組織(京在所-留郷所)の関係
  - a. 時代による相違

コメンテーターは、朝鮮建国当初は守令が全国におけなかったため、在地有力者による非公式の統治組織が使われ、後に公式の統治組織が整備されても、その影響力が残存したのかと想像した。李先生は、当初から公式の統治組織は整っていたと回答された。

b. 論文からは、にもかかわらず、中央政府は公式の統治組織より非公式の統治組織を重視し、それによって在地社会を支配してていたように、読み取れた。

宮嶋博史氏の場合は、京在所の役割を、中央から地方への支配より、地方の要求を中央に反映させる面で重視しているが、李先生は逆であると回答された。

(岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論社、1998)

#### (2) 在地社会の支配構造

- a.「郷約」の内容。納税・徴兵・裁判・教育など、色んなものが想像されるが、具体的に はどうだったかを尋ねた。近世日本の村規約の場合、教育は入ってこないのではと考え て。
- b.「郷約」の決定方式。郷会での決定はどのように行われたかを尋ねた。誰がメンバーで、誰が指導的役割を果たすか。発話のあり方は権威主義的か、それとも対等か。日本の村寄り合いのように、感情的調整を重視するか、それとも議論による説伏、あるいは立場転換を主とするか。決定は在地社会のどの範囲までを拘束するのか。この決定慣行は、中央政府におけるものと類似しているか。また、「公議」という言葉が、宋の郷約のように明記されていたか。これらは、私が関心を持っている、東アジアにおける「公論」慣習の形成という問題に深い関わりがある。

#### III. 近世日本との比較

同時代の日本との比較をする場合、大名領は無理なので、徳川直轄領との比較を試みた。

#### (1)類似点

a. 在地下請け組織の存在

徳川直轄領では、郷執綱と郷約と同様な、惣名主と郡約という制度があり、中央から 任命される僅かな数の代官とその下役だけで、効率的な支配が行われた。中央による地 方支配に当たって、大規模な官僚機構を必要としなかった点は共通である。

(久留嶋浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002)

#### b. 富の在地への蓄積

徳川直轄領に限らず、近世日本では、経済発展の成果は、在地の有力者の手に蓄積された。農村部の下層階級への配分は少なく、権力の税収も増加しなかった。朝鮮においても、在地両班の手に蓄積されたように見える。日清戦争期に朝鮮を旅行したイザベラ・バードは地方官衙の衰廃を印象深く記述している。

(イザベラ・バード『朝鮮紀行』講談社現代学術文庫、1998)

#### (2) 相違点

#### a. 在地勢力の中央政府への影響力

朝鮮の場合、在地両班は、中央政府の政治にかなりの影響力をもったと聞くが、近世 日本の在地有力者の場合、自分自身の経済利害の問題以外には、何の影響力も持たなかっ た。徳川公議は、無論、大名は無視できなかったが。科挙の有無のほかに、李先生の論 文で強調された、上図の中央に位置する非公式の統治組織の有無も大きな関係を持って いたのであろう。

#### b. 在地支配の担い手

日本の場合、在地支配の担い手は本百姓と呼ばれる平民で、貴族ではなかった。中央 政府の高官になる資格を持つ朝鮮の在地有力者より下の身分によって、在地の自治が行 われたのが特色といえよう。

以上が、コメントしたかった点であるが、理解の確認に時間を取られて、十分な質疑を行えなかったのが、残念であった。またの機会を得て、ご教示を得たいと思う。